

## 始良市農業委員会総会議事録（令和元年8月）

1. 開催日時 令和元年8月30日（金） 午後1時30分～午後3時35分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 7番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員なし

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 費農地証明願について
10. 議案第 8号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について

11. 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定  
について
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. 農地あっせんの経過報告
14. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
事務局長補佐兼農地係長  
振興係長  
農地係参事補  
農地係主任主査  
振興係主任主査  
農政課課長補佐兼始良農林水産係長  
加治木農林水産係長

	<p><b>始良市農業委員会総会議事録（令和元年8月）</b></p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p><b>〔1. 総会の通告〕</b></p> <p>ただいまから、令和元年度 第5回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、17名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は、7番委員から欠席届が出ております。</p> <p style="text-align: center;">————— <b>会務報告</b> —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— <b>日程第1 議事録署名委員の指名</b> —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、6番委員、8番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— <b>日程第2 会議書記の指名</b> —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは</p>

	<p>その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— <b>議案第1号</b> —————</p> <p>それでは、日程第3 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から14番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページからです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は8月31日、契約の始期は9月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で1件、3年間で3件、5年間で7件、10年間で3件で、合計14件となっております。面積につきましては、合計26,935㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから4ページになりますので、ご確認いただきたいと思っております。なお、総会資料の4ページ、13番は5番委員の関与する案件となっており、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、議案の議決に参加出来ませんので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p> <p>議長 それでは、1番から12番までと14番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>議長 それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から12番までと14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>委 員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から12番までと14番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 13番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>13番の関係者、5番委員の退席をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (5番委員退席)</p> <p>それでは、13番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第1号 13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、13番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>5番委員は着席してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (5番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から4番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は5ページからです。</p> <p>今月の申請件数につきましては、4件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の贈与</p>

<p>議 長</p>	<p>による所有権移転です。親戚関係になるということです。申請地の所在は、蒲生町上久徳字山神原〇〇番〇 畑、332㎡です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和元年8月18日、譲受人〇〇さんと現地で会い、聞き取りをしました。〇〇さんは退職後、野菜作りをするため、農地が欲しかったとのことでした。機械等は耕運機、草刈り機、軽トラックを所有されておりました。よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市吉野町在住の〇〇、譲渡人 加治木町辺川在住の〇〇の贈与による所有権移転です。親子関係にあたるそうです。申請地の所在は、加治木町辺川字瀬味〇〇番〇 田、同字〇〇番 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、字石ノ元〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、字鶴ノ原〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、字坂下〇〇番〇 畑、字中須〇〇番〇 田、同字〇〇番 田、同字〇〇番 田、字大迫〇〇番〇 田、同字〇〇番 田 の合計14筆です。面積の計は7,807㎡です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番推進委員です。それでは報告いたします。</p> <p>令和元年8月19日に、譲受人宅に伺って、調査いたしました。譲受人のお宅は、以前から酪農をされていて、農業用の機械、トラクター、田植え機、軽トラック、ハーベスタ、ほとんど一通りのものは、揃っております。また、労働力も家族耕作が多くて、息子さん夫婦も一緒にされているので、問題はないと思います。一応、全部の土地を見て廻りましたので、通作路も、農道や市道にほとんど隣接していて、問題はなかったように思います。以上で、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市松原町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の合計3筆の面積の計は2,561㎡です。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい。7番推進委員です。それでは調査報告いたします。</p> <p>令和元年8月19日、譲受人と、申請地において聞き取り調査を行い、現地を調査いたしました。この地域は早期米の栽培で今年の収穫は終わっております。譲受人は、直後の早期米を栽培されるということで、高齢のため、耕運から収穫までは、近くで農業をされている〇〇氏をお願いをして、自分たちは草払い、水の管理を行うということでございました。農機具等については、トラクター、管理機、草払機等を所有されておられます。これらのことから当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鍋倉在住の〇〇、譲渡人 霧島市福山町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。親戚の関係でございます。申請地の所在は、鍋倉字亀泉院〇〇番 田、1,303㎡です。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい。3番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>令和元年8月26日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在の譲渡人は福山に居住され、JAに勤務され、通勤農業はできないということで、姪から譲受人に贈与することになり、現在、譲受人は89歳で、農業に専念されておられます。現在の耕作面積は4,907㎡、その内の田が4,863㎡と畑が44㎡です。譲受人の労働力につきましては、親子2人で労働力は十分あります。農業機械につきましても、認定農業者の弟の〇〇さんの農業機械もほとんど</p>

<p>議 長</p>	<p>ど揃っております。トラクター、コンバイン、軽トラック、耕運機、田植え機、そういうのが、各1台ずつ、揃っております、農機具関係につきましても、別に異常はないと思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>委 員</p>	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— <b>議案第3号</b> —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は7ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人の変更前は平松在住の〇〇、変更後は福岡県福岡市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在が平松字後迫〇〇番〇 畑、299㎡です。当初の転用目的は一般住宅で、平成25年7月26日に5条許可がなされております。変更後の目的は、駐車場で、変更理由は、経営する会社の駐車スペースがないためということでございます。こちらは、議案第5号の11番と関連があります。ちなみに変更後の〇〇株式会社は、こちらの方の住所は福岡市となっておりますが、別会社の〇〇さん</p>



<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>が立ち上げている別会社が、鹿児島市にありまして、そちらの方の駐車スペースとして、利用するというごさいます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局説明に関連して、1番推進委員に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての11番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は鹿児島銀行重富支店から南に約200mの位置です。被害防除現況としまして、東が畑、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番についての説明を求めます。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人の変更前は住吉在住の〇〇、変更後は宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は東餅田字下牟田〇〇番 田、938㎡です。当初の転用目的は貸家で、平成29年7月5日に5条許可がなされております。変更後の目的は、宅地造成で、理由としましては、周囲の環境等を考慮し、宅地造成1区画に相当と判断したためというごさいます。こちらは、議案第5号の13番と関連がごさいます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、14番委員に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>14番委員です。報告をいたします。</p> <p>立地基準、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は帖佐駅から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性につきましては、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項として排水対策を実施すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p>

議 長	次に、3番についての説明を求めます。
事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>変更前の申請人は兵庫県丹波篠山市在住の〇〇他1名、変更後は鹿児島市西陵の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在が加治木町反土字惣門〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が466㎡です。当初の転用目的は貸駐車場で、令和元年7月5日に5条許可がなされています。変更後の目的は、資材置場で、理由としましては、貸駐車場として造成工事を業者に依頼したところ、施工業者が申請地を資材置場として利用したいので、購入したい旨の要望があったためでございます。なおこちらは、議案第5号の18番と関連がございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、推進委員8番 牧野田委員に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、18番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番推進委員です。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は加治木高校から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請についての1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>

議案第4号	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、説明をお願いします。</p> <p>まずは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は8ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、霧島市国分在住の〇〇。土地の所在は、大山字小倉迫〇〇番〇 田、1, 923㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、申請理由としましては、申請地は耕作不便であり、鳥獣被害もあるため、クヌギを植え、山林としたいということです。自己資金で対応し、改良区は区域外のため、不要となっております。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。14番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なし。申請地の位置は、大山公民館から南東に約650mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が市道、南が山林、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はなしです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の</p>

	<p>委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から18番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は9ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>この申請につきましては、遺贈であり遺言公正証書に基づき、遺言者である〇〇の死後、遺言執行者である〇〇他1名が、単独で許可申請をするものでございます。</p> <p>土地の所在は鍋倉字小戸越〇〇番 畑、〇〇番 田、〇〇番 田、〇〇番 田、〇〇番〇 田の計4筆、合計面積が1, 834㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、申請理由としましては、周囲が山林の為、杉や檜を植栽して、山林としたいとのこと。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、顛末書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。1番委員です。</p> <p>立地区分につきましては、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題ございません。申請地の位置ですけれども、若葉学園から北西に約250mの位置でございます。被害防除の現況としましては、東、西、北がそれぞれ山林で、南が宅地であります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項については、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立</p>

<p>議 長</p>	<p>地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町本町在住の〇〇、譲渡人 加治木町辺川在住の〇〇、土地の所在は加治木町西別府字船ヶ迫〇〇番〇 畑、4,019㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、山林拡張の為ということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要ということです。なお、顛末書と被害防除計画書の添付がございました。なお、こちらは30アール超えの案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>8番推進委員です。報告します。</p> <p>立地基準は第2種農地であるが、その他の農地のため、問題ありません。申請地の位置は丸山喜之助商店エネルギーセンターから南西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林、南が山林、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 鹿児島市明和在住の〇〇、土地の所在は池島町〇〇番〇 畑、928㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅5棟 307.11㎡です。理由としましては、申請地の譲受を受けて建売住宅を建築したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害</p>

議 長	<p>防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>18番員が報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置、重富中学校から北に150mの位置。被害防除現況といたしまして、東が畑、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項ありません。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市伊敷町在住の〇〇、土地の所在は池島町〇〇番〇 畑、226㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟 101.03㎡です。理由としましては、子供が成長し手狭になった為、申請地に一般住宅を建築しますとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、顛末書と被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番推進委員です。調査報告を行います。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は啓明幼稚園から西に約200mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が雑種地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 福岡県北九州市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇、土地の所在は加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計6筆、合計面積が3,879㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が準工業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、申請地は近隣に住宅が少なく、騒音、日照等で迷惑をかけることがないので、資材置場に最適地であるためということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。また被害防除計画書の添付がございます。こちらのほうは面積が30アール超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番 牧野田委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。報告します。</p> <p>立地基準・農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は加音ホールから南に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が堤、西が市道、南が雑種地、北も雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 加治木町新生町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人 鹿児島市武岡在住の〇〇、土地の所在は上名字向流〇〇番 畑、452㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は現場事務所及び倉庫3棟、34㎡です。理由としましては、平成30年度（補正）復旧治山事業（小平）施工のためということです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要です。なお被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、一時転用であり、令和2年3月31日までとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

		をお願いします。
	委員	<p>はい。13番委員です。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なし。申請地の位置は黒島神社から北に約750mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が原野、南が原野、北は水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議長		次の、7番について事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>それでは7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 鹿児島市伊敷在住の〇〇、貸人 平松在住の〇〇、土地の所在が平松字原口原〇〇番〇畑、448㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟90.26㎡。理由としましては、現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するためとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長		ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	<p>1番推進委員です。調査報告を行います。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は原方公民館から東に約200mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地と畑、西も宅地と畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議長		次の、8番について事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>それでは8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇、譲渡人 宮崎県児湯郡在住の〇〇、土地の所在が鍋倉字山元〇〇番〇田、336㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般</p>



議 長	<p>住宅で1棟、58.38㎡です。理由としましては、現在の借家が手狭となり、当地に永住用家屋の建築計画に至るとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございました。また被害防除計画書の添付もございました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番委員です。</p> <p>立地基準としましては、農地区分は第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題ございません。申請地の位置ですが、上麓公民館から東に約200mの位置にございます。被害防除の現況につきましては、東が原野、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 大阪府大阪市の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人 平松在住の〇〇、土地の所在が平松字北村園〇〇番〇 畑、473㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、当地に従業員用駐車場の拡張計画に至るとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお被害防除計画書の添付がございました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は原方公民館から北東に約60mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p>

議 長	以上です。
事務局	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計3筆、合計面積が562.10㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、当地を購入し株式会社〇〇の資材置場に利用する計画に至るとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございました。なお被害防除計画書も添付がございました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい。8番推進委員です。報告します。</p> <p>立地基準は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は加音ホールから北に約60mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が市道、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 福岡県福岡市の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人 平松在住の〇〇、土地の所在が平松字後迫〇〇番〇 畑、299㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、社用車の駐車場として使用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお被害防除計画書の添付がございました。また、議案第3号の1番と関連がございました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	本案件については、議案第3号1番で、1番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇他1名、譲渡人 東餅田在住の〇〇、土地の所在が松原町三丁目〇〇番〇 畑、164㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟、62.93㎡で、理由としましては、現在借家で手狭な為、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区の方は、区域外のため不要です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。18番委員が報告いたします。</p> <p>立地基準は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は松原たいこ公園から東に約150mの位置です。被害防除現況として、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人 住吉在住の〇〇、土地の所在が東餅田字下牟田〇〇番 田、938㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成1区画として利用するためでございます。自己資金で対応し、改良区の方は除外済のため不要となっております。なお被害防除計画書の添付がございます。また、こちらにつきましては、議案第3号の2番と関連がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、議案第3号2番で、14番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 加治木町仮屋町在住の〇〇、土地の所在が加治木町小山田字井出向〇〇番〇畑、291㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟、71.63㎡で、理由としましては、現在借家住まいで手狭なため、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区の方は区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。1番委員です。</p> <p>農地区分につきましては第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題ございません。申請地の位置ですが、南国生コン加治木工場から南に約200mの位置にあります。被害防除現況につきましては、東が畑、西が原野、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性ですけれども、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項についてはありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 平松在住の〇〇、土地の所在が西餅田字外俵原〇〇番〇田、978㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成1区画し、共同住宅を中心にした分譲計画に至るとのことです。融資で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>3番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は始良小学校</p>

	<p>から南に約50mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道と宅地になっています。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇他1名、土地の所在が西餅田字青木水流〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑の計2筆、合計面積が331㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、経営する医院の来客用駐車場が手狭なため、駐車場として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不要となっております。なお、始末書と被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。18番委員が報告します。</p> <p>立地基準・農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は天国葬祭みそらホールから北に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東に市道、西に国道、南に雑種地、北に宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西宮島町の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 松原町在住の〇〇、土地の所在が東餅田字大小路〇〇番〇 畑、209㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、事業継続の為、申請地を宅地造成1区画する目的とのことです。自己資金で対応し、改良区の方は区域外のため不</p>

議 長	<p>要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は始良警察署から西に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東は市道、西が畑、南が用悪水路、北が宅地になっています。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上です。</p>
議 長	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは18番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市西陵の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 兵庫県丹波篠山市在住の〇〇他1名、土地の所在が加治木町反土字惣門〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が466㎡。もう1件の譲渡人が加治木町木田在住の〇〇他3名、土地の所在が加治木町反土字惣門〇〇番〇 田、466㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、建設業を営んでおり、申請地を事業拡張のため、資材置場として利用する目的であります。自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。なお、被害防除計画書の添付もあります。こちらにつきましては、議案第3号の3番と関連がございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第3号3番で、8番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から18番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p>

	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、2番と5番は、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は14ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は東餅田字十日町頭〇〇番〇田、333㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第二種住居地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、果樹及び野菜栽培をしたいということです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>14番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。申請地の位置はコスモス始良店から、北に約60mの位置です。被害防除の現況が、東が宅地、西が市道、南も市道、北も市道です。申請実現の確実性は、現在果樹があり、野菜も栽培するので確実である。条件及び特記事項はなしです。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第6号 1番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

	委員 「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員 [賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— <b>議案第7号</b> —————</p>	
議長	<p>次に、日程第9 議案第7号 非農地証明願についてを議題に供します。1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請件数につきましては3件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は福岡県福津市在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は東餅田字堂田〇〇番〇畑、278㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は宅地でございます。大正15年頃に家を建築したため、非農地となったものであります。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。18番委員が、報告いたします。 農地区分は、第3種農地。申請地の位置は、松原下公民館から南東に約20mの位置。現況、申請のとおり宅地となつてから約93年程度経っていると認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北に水路。非農地として、認定するやむを得ない理由は、宅地となつて、93年経過し、建物も建つており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>



事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は鍋倉字垂ノ内〇〇番〇 田、653㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は宅地です。平成2年10月に家屋を建築したため、非農地となったものであります。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番委員です。</p> <p>農地区分につきましては第2種農地であります。申請地の位置ですが、帖佐保育園の隣接に位置します。申請のとおり、宅地となってから29年程、経っていると認められます。周囲の状況ですが、東が市道、西が宅地、南が里道、北が保育園となっております。なお、市の境界確定測量の際に、発覚したことでありまして、現況が20年以上経っているということで、やむを得ないものと認めます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町辺川在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は加治木町辺川字大迫〇〇番〇 畑、95㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は宅地です。昭和50年に宅地となったため、非農地となったものであります。</p> <p>以上で説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。報告をいたします。</p> <p>農地区分は第2種農地になります。申請地の位置は、辺川上地区集会場から北西に約750mの位置です。現況として、申請のとおり、宅地となってから、約44年程度経っていると認められます。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が市道、北も宅地です。非農地として、やむを得ない理由としては、宅地となって、約44年経過しており、建物もあり、やむを得ないものと考えます。条件及び特記事項はありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。</p>

議 長	以上です。
議 長	これより、議案第7号 非農地証明願の1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	11番推進委員。
委 員	はい。11番推進委員です。 わたしは、以前から疑問に思っていたのですが、非農地については、ほとんどが、だいぶ昔に、家を無許可で建てたというのが、多いんですが、これには、顛末書、始末書が必要ないんでしょうか。それとやむを得ないとは、何年位をいうものでしょうか。
議 長	事務局。
事務局	ただいまのご質問ですが、こちらの方の非農地証明願の申請書の添付書類については、すべて始末書を添付ということで、ついてございます。あと、やむを得ない基準につきましては、凡そ20年を経過したものであれば、非農地証明願として申請を受け付けて、承認するという形をとってございます。 以上です。
委 員	はい。わかりました。
議 長	ほかに、ございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号 非農地証明願の1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号 非農地証明願の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第8号 —————
議 長	次に、日程第10 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希

	<p>望) についてを議題に供します。 1 番から 3 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第 8 号 農地あっせん申出 (売渡・貸付 希望) についてご説明申し上げます。総会資料は 16 ページです。今月の申請につきましては、売渡 2 件、貸付 1 件となっております。参考資料につきましては、87 ページからになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1 番につきまして、ご説明申し上げます。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字山口田〇〇番〇 田 1, 401 m<sup>2</sup>、それと字アベ木〇〇番 田 1, 488 m<sup>2</sup> それと字新田〇〇番 田 959 m<sup>2</sup>の合計 3 筆の 3, 848 m<sup>2</sup>です。申請人は蒲生町米丸在住の〇〇、希望売渡価格は農業委員会に一任となっております。</p> <p>次に、2 番につきまして、ご説明申し上げます。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が寺師字蒲牟田〇〇番 田 786 m<sup>2</sup>、それと字宮田ケ平〇〇番〇 畑 715 m<sup>2</sup>、それと同字〇〇番〇 畑 715 m<sup>2</sup>、それと字岩元〇〇番 田 970 m<sup>2</sup>の合計 4 筆の 3, 186 m<sup>2</sup>です。申請人は寺師在住の〇〇、希望売渡価格は農業委員会に一任となっております。</p> <p>次に、3 番につきまして、ご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町西別府字丸岡〇〇番 畑 535 m<sup>2</sup>、それと同字〇〇番〇 畑 1, 287 m<sup>2</sup>の合計 2 筆の 1, 822 m<sup>2</sup>です。申請人は曾於郡大崎町在住の〇〇、登記名義人〇〇の娘婿にあたります。希望貸付期間は 5 年間、希望小作料は無償となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 8 号 1 番から 3 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第 8 号 農地あっせん申出 (売渡・貸付 希望) の 1 番から 3 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 8 号 農地あっせん申出 (売渡・貸付 希望) の 1 番から 3 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。

	<p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 「意見なし」</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、 1番については、2番委員、10番委員、10番推進委員に 2番については、14番委員、2番推進委員、4番推進委員に 3番については、11番委員に お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
<p>————— <b>議案第9号</b> —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第11 議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたものですので、別議案として、上程しております。 それでは、総会資料の17ページを、お開きください。今回は、利用権設定開始日を令和元年10月1日から設定する、令和元年募集期Ⅲ期について、審議していただきます。まず利用権を設定する者の氏名、または、名称につきましては、19ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認ください。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人です。本案件は、募集期を6月4日から8月1日までと設定し、本市で配分計画案を作成したのちに、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで、効力が発生いたします。今回中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全体で8件、申請面積は、10,262</p>

議 長	<p>m<sup>2</sup>です。設定する期間はすべて10年です。総会資料の18ページをご覧ください。借換区分別集計につきましては、今回の設定地域は、蒲生町上久徳地区です。内訳につきましては全体が8筆の、面積10,262m<sup>2</sup>で、借換区分別は、すべて載せ替え、権利別は賃貸借のみ、期間別はすべて10年です。なお、再配分予定者はすべて同一の耕作者となります。</p> <p>以上で9号議案の説明を、終わります。</p> <p>それでは、募集期Ⅲ 各筆1番から8番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期Ⅲ 各筆1番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議 長	<p>次に日程第12 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。</p> <p>8月は、2件出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（8月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質問・意見なし」

議 長	<p>ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">—————                      農地あっせんの経過報告                      —————</p>
議 長	<p>次に日程第13 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの、経過報告をいたします。資料の3ページをご覧ください。 34番につきましては、9月4日のあっせん会議の予定です。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p>
委 員	<p>報告なし</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">—————                      その他                      —————</p>
議 長	<p>それでは日程第14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>12番委員。 ○ 農業新聞の新規加入推進について</p>
議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>連絡事項 ○ 農地利用状況調査の結果の提出依頼について ○ 活動記録簿変更箇所の記載方法について</p>
議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>委 員 [挙 手]</p> <p>1 番委員。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 人・農地プラン実質化のための、絞り込んだアンケートの実施について。 ほかにありませんか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委 員 「発言なし」</p> <p>それでは以上をもちまして、令和元年度 第5回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_